

## 12歳をこれから迎える11歳のお子さんのワクチン接種の取り扱いについて

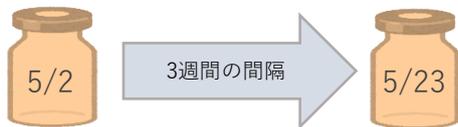
5歳から11歳までのお子さんが、新型コロナウイルスワクチンを接種する場合、3週間の間隔において、小児用ファイザー社の従来株ワクチンを2回接種します。

これからお子さんが接種を受ける場合に、接種日のタイミングにより使用するワクチンが異なりますので、次の例をご確認のうえ、接種を希望する方は予約してください。

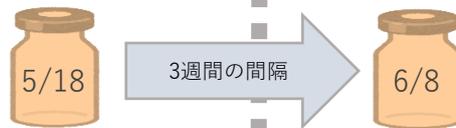
なお、予防接種において、誕生日の前日から12歳として扱われますので、ご注意ください。  
(年齢計算ニ関スル法律第2項、民法143条により誕生日の前日に加齢します)

(誕生日が6月1日で12歳のお子さんの場合の新型コロナウイルスワクチン接種の例)

## 誕生日の前々日

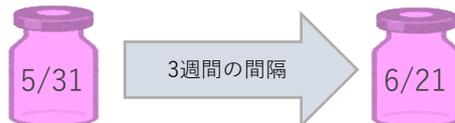


1回目、2回目ともに11歳で接種しますので、小児用ファイザー社従来株ワクチンを使用します



1回目を接種した3週間後には、誕生日が過ぎて12歳になっていますが、2回目も原則として1回目と同じワクチンを使用するため、小児用ファイザー社従来株ワクチンを接種します

6/1が12歳の誕生日ですが、前日に年をとるので、5/31で12歳と計算します。



1回目から12歳以上の方が接種するワクチンを使用します。  
(12歳以上ファイザー社従来株ワクチンは3週間の間隔において2回)

12歳以上で接種を希望する場合は、**12歳以上の方が接種できる医療機関の日程**で予約します。小児用ワクチン接種日程のWEB予約ができませんのでご注意ください。

接種券に同封した**薄いピンク色の小児用の予診票は使用せず**、12歳以上で使用する予診票をお渡ししますので、医療健康課までお問い合わせください。

ご不明な点はお問い合わせください



北秋田市医療健康課 ☎0186-62-6666